市民協働

## 移住者交流会「あわらさんぽ」

どなたでも気軽に参加できる交流イベントです。ふくい移住サポーターや参加者たちと市内を散歩し、トークを楽しみませんか。おひとりさまやお子さま連れ、市外の皆さんも大歓迎です。11月にも開催を予定しています。

**とき** 9月16日（土）10時～11時30分

**ところ** 中央公民館（雨天時：金津本陣KOSSA）

**対象**
・移住した人
・つながりを作りたい人
・あわらを歩きたい人

**参加費** 無料

**申込み** 【期限】9月8日（金）

**問合せ** 市民協働課 移住空き家対策G ☎73-8003 ✉ijyu@city.awara.lg.jp

▲申し込みはこちら

子育て支援

## 不妊治療費の助成について

不妊治療を受けるご夫婦の経済的負担軽減のため、令和5年4月1日以降に開始した治療にかかる費用を助成します。対象者・手続き方法など、詳しくは市ホームページまたはこあらっこでご確認ください。

**対象となる治療**
○福井県特定不妊治療費助成事業実施要綱に準ずるもの
○福井県不妊検査・一般不妊治療費助成事業実施要綱に準ずるもの
※人工授精は、一般不妊治療の対象に含めます。

▲県ホームページ

**助成内容**
○特定不妊治療
1回の治療につき、対象者の自己負担額から県助成額を引いた額とします。ただし、1回当たり6万円を限度とします。
○不妊検査・一般不妊治療
助成対象者の自己負担額に2分の1を乗じた額とします。ただし、1円未満の端数は切り捨て、1回当たり5万円を限度とします。

**問合せ** 子育て世代包括支援センター こあらっこ ☎73-8010

▲市ホームページ

健康長寿

## 9月10日～16日は自殺予防週間

令和4年の全国の自殺者数は21881人で、前年より増加しており、青年期の死因のトップを占めています。

自殺はさまざまな要因によって、心理的に追い込まれた末の死です。死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動き、不眠や体調不良などのサインを発しています。

自分自身や周りの人が「おかしい」と思ったら、できるだけ早めに受診・相談することをお勧めします。

**チェックしてみよう！**

次のような状態が2週間以上、ほぼ毎日続き、生活に支障が出ている場合、うつ病の可能性を考えてみてください。

□ 毎日の生活に充実感がない
□ これまで楽しんでいたことが楽しめなくなった
□ 以前は楽にできていたことが、今ではおっくうに感じる
□ 自分が役立つ人間だと思えない
□ わけもなく疲れたように感じる
□ よく眠れない

**周りの人が気づけるサイン**
・身体面の変化（眠れない、頭がすっきりしない、疲れやすい、胃腸の調子が悪い）
・言動の変化（口数が減った、イライラして付き合いが悪くなった、気弱な言動が目立つ）
・仕事面の変化（仕事に身が入らない、作業のスピードが落ちた、ミスが増えた）

**専門の無料相談窓口**

**●ホッとサポート福井電話相談**
**とき** 月～金曜日 9時～17時
**問合せ** ☎26-4400

**●坂井健康福祉センター定例精神保健相談会**
専門医による相談（予約制）
**とき** 毎月第1・3木曜日 14時30分～、15時30分～
**問合せ** ☎73-0609

**●あわら市こころの相談会**
臨床心理士による相談（予約制）
**とき** 9月19日、10月17日、11月14日、12月19日、1月16日、2月20日、3月12日※全て火曜日 10時～、12時～（相談時間約45分）
**ところ** 保健センター
**問合せ** 健康長寿課 ☎73-8023





福祉

## 低所得世帯支援給付金

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯など）に対する給付金を支給します。

**対象者**
① 住民税非課税世帯
基準日（令和5年6月1日）に、あわら市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割りが非課税である世帯主
※対象となる世帯には、すでに、確認書またはお知らせ通知を送付しています。

**確認書提出期限** 10月31日（火）

**対象者**
② 家計急変世帯
基準日（令和5年6月1日）に、あわら市に住民登録があり、令和5年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯の中で令和5年度分の①と同等の水準以下となる世帯主

**申請期限** 10月31日（火）

**給付額** 1世帯につき3万円
※1世帯1回限り。また①、②を重複して受給することはできません。
※一人暮らしの学生など、住民税が課税されている人の扶養親族のみの世帯は除きます。

**問合せ** 福祉課 ☎73-8020

政策広報

## 出張スマホ・タブレットよろず相談所の実施について

令和4年度からスタートしたスマホ・タブレットよろず相談所は、今年も参加者から大変好評をいただいています。

9月からは市役所に加え、市民の皆さんがご希望する区民館や近くのコンビニなどに出張して実施します。

キャッシュレス決済をしてみたい人、ライブチケットや旅行のチケットをスマホから申し込みたい人もぜひ、お気軽にお申し込みください。

**▼出張スマホ・タブレットよろず相談**
**とき** 毎月第2、第4水曜日 14時～16時
**ところ** ご希望の場所を指定してください。
**最少催行人員** 5名

**▼市役所でのよろず相談所**
**とき** 毎週水曜日10時～12時
**ところ** 市役所 1階 贅沢スペース
**定員** 各日10人まで
**申込み** 予約優先ですので、電話または、二次元コードからご予約ください。
**問合せ** 政策広報課 スマートシティ推進G ☎73-8005

▶申し込みはこちら

スポーツ

## 市民体育祭に関するアンケート

市では、毎年10月に開催している「あわら市民体育祭」のあり方を検討しています。アンケート調査を実施しますので、ご協力をお願いします。

**回答期限** 9月8日（金）
**問合せ** スポーツ課 ☎73-8043

▲回答はこちら

福祉

## ご存じですか？ 障害者（児）に対する各種手当

障害者やその養育者を対象に各種手当を支給しています。手当を受給するには障害の程度や所得の要件などの条件があり、申請書などの提出が必要です。不明な場合は、ご相談ください。

**▼特別児童扶養手当**
身体または精神に中程度以上の障害（身体障害者手帳1～3級および4級の一部または療育手帳AもしくはBの一部）のある20歳未満の児童を養育している人に支給します。
※児童福祉施設などに入所している児童は対象となりません。

手当月額（障害児1人当たり）
・1級障害児 5万3700円
・2級障害児 3万5760円

**▼特別障害者手当**
20歳以上で、身体または精神に重度の障害（身体障害者手帳1、2級程度の障害の重複または同等の疾病・精神障害）があるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の重度障害者に支給します。
※病院などに継続して3カ月を超えて入院した場合は、受給資格がなくなります。

手当月額 2万7980円

**▼障害児福祉手当**
20歳未満で、身体または精神に重度の障害（身体障害者手帳1、2級および療育手帳A1程度）があるため、日常生活で常時介護を必要とする在宅の重度障害児に支給します。
※児童福祉施設などに入所している児童は対象となりません。

手当月額 1万5220円

**▼重症心身障害児（者）福祉手当**
身体障害者手帳1、2級または療育手帳AもしくはBの一部の人で、公的年金や特別障害者手当などを受給できない人に支給します。

手当月額 3000円

**▼所得現況届の提出について**
既に手当を受給している人は、毎年、所得現況届の提出が必要です。手当により提出期間が決まっていますので、忘れずに提出してください。

**問合せ** 福祉課 福祉総務G ☎73-8020